

## 農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）に関する意見募集要領

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

町では、都市と農村の交流を促進するための機能整備に関する計画として、平成 30 年度～令和 4 年度の 5 カ年で、『農村滞在型余暇活動機能整備計画書』を策定しました。この計画書は、市町村で個別に作成することで、市街化調整区域でのグリーンツーリズム関連施設の整備が可能になるという内容です。

前計画が令和 4 年度で満了となったことに伴い、現在、新たに令和 5 年度から 5 カ年間の計画策定を進めています。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

### 1. 意見募集の対象

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）

### 2. 公表する資料

農村滞在型余暇活動機能整備計画書（案）

### 3. 資料の閲覧方法等

①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。

・総合庁舎 総務課 総務グループ

・総合支所 商工観光課 商工観光労働グループ

②安平町ホームページに掲載しています。

③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

### 4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持 参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。

・総合庁舎 総務課 総務グループ

・総合支所 商工観光課 商工観光労働グループ

②郵 送：安平町役場 総合支所 商工観光課へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合支所 商工観光課（0145-25-3203）

④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

政策推進課：kankou@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による受付はしません。

## **5. 意見募集期間**

令和5年5月22日（月）～令和5年6月12日（月） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：6月12日（月）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、6月12日（月）17時15分まで。

## **6. 提案対象者**

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## **7. 意見集約による公表及び意見に対する応答**

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
  - ・総合庁舎 総務課 総務グループ
  - ・総合支所 商工観光課 商工観光労働グループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

## **8. その他**

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

## **9. お問い合わせ先**

〒059-1931 安平町追分中央1番地40  
安平町役場 商工観光課 商工観光労働グループ  
電話：0145-29-7083 FAX：0145-25-3203  
E-mail：kankou@town.abira.lg.jp